F2-39

農村景観保全に向けた「コンパクトファーム」の提案と実現化方策に関する研究
—(その５)コンパクトファーム実施に伴う集落営農組織の運用方策の検討—

A Study on the Proposal and Realization Strategy of "Compact Farm" for the Rural Landscape Conservation
-(part5) Consideration of operational scheme in case of utilizing community-based group farming-

○小泉雄大[1]，岡田智秀[2]，横内憲久[2]，瀧澤慎太郎[3]
*Yuta Koizumi[1], Tomohide Okada[2], Norihisa Yokouchi[2], Shintaro Takizawa[3]

Abstract: The purpose of this paper is to clarify the operational scheme in case of utilizing the community-based group farming for realization of "Compact Farm". As a result, this paper clarified following; (1) Construction of vision about rural landscape form, (2) Consideration of operation for "Compact Farm" business.

１．研究目的—筆者らの先行研究では，農業就業人口の縮小に応じて，集落全体の農地をコンパクトに縮小させつつも，美しい水田景観を創出するための新しい農村景観保全方策として，「コンパクトファーム」の提案とその実現可能性について考察を行ってきた [1)-4)]．その事業実施にあたっては，組織的農業形態である集落営農組織の活用が事業の円滑化と合理性に優れていることを捉え，その具体的な手続き方策についても提案を行った．そこで本稿では，集落営農組織の活用によるコンパクトファームの実現に向け，その柱となる農地交換・集積集約および余剰農地山林化といった具体的運用方策について考究することを目的とする．

２．調査方法—本研究では，「農村景観日本一」の称号を持ち，日ごろから農村景観に対して高い関心を持った住民が集う岐阜県恵那市岩村町富田地区(図１)を対象に，表１に記す調査を実施する．

３．結果および考察—集落営農組織を活用したコンパクトファームの運用方策について検討した結果を図２に示す．以降では，図２およびヒアリング調査の結果から「農村景観形成ビジョンの作成」および「コンパクトファーム事業の運営における留意点」について考察を行う．

（１）農村景観形成ビジョンの作成—コンパクトファームの導入により統一化された農村景観を現出するためには，当該地域において，重要視点場からの農地の可視領域を捉える必要性から，①水田エリアの特定，②山林化予定地の農地山林化手法の検討を行った農村景観形成ビジョンの作成が求められる．この点につきヒアリングによると，集落営農組織は年間の耕作計画を検討することから，委託農地において耕作する作物を決定し，特に，畑地（転作地を含む）については連作障害を回避するため，数年単位での耕作ローテーションを考慮しているとの見解を得た．また，農耕機を用いた農作業効率の観点から，農地面積は最低でも 10 アール以上あることが望ましいとのことである．以上のことから，農村景観形成ビジョンの作成においては，重要視点場からの眺めがよく，農作業効率の観点から農業用水の取水が容易であるエリアに水田を集約させつつ，重要視点場から目立たない農地に転作地を集約した年間耕作計画の策定と合わせて農地景観ゾーニングを行う必要があると考える．また，転作地を含む畑作については連作障害を回避するため，年ごとに異なる作物を耕作する計画を立てる必要があるが，これは，水田耕作を含めた耕作ローテーションを意味していることから，数年に一度，集落全体の農地が水田になるといった期間限定的な農村景観の現出に寄与するものと考える．さらに，農地山林化候補地の検討にあたっては，これまでの筆者らの先行研究で指摘された日照不足や獣害被害のみならず，農作業の効率性から 10 アール未満の農地を優先的に農地山林化することが考えられよう．

（２）コンパクトファーム事業の運営における留意点

１）農地集積・集約に伴う農地交換について—当手続きを実施するにあたり，ヒアリングによると現在は「農地中間管理事業の推進にかかわる法律」に基づき，農地中間管理機構が仲介役となって委託依頼のある農地に対して利用権設定を行っているとの見解を得た．この手続きには，農地中間管理機構への農地登録が必要となり，その登録には，①適切な

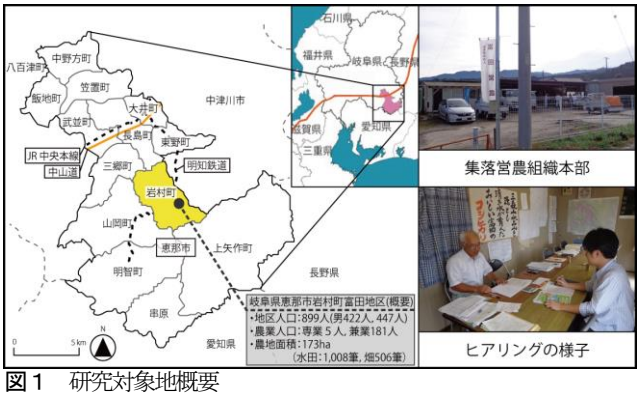

図１　研究対象地概要

表１　調査概要

集落営農組織活用に伴う運用方策検討のためのヒアリング調査	
調査期間	2016年8月22日(月)　8:30～11:00
調査対象	農事組合法人富田営農代表理事の安藤敏郎氏
調査内容	コンパクトファーム実現にむけた集落営農組織活用に関する意見把握 (集落営農組織における活動実態の把握)

１：日大理工・院（前）・不動産　２：日大理工・教員・まち　３：日大理工・学部・まち

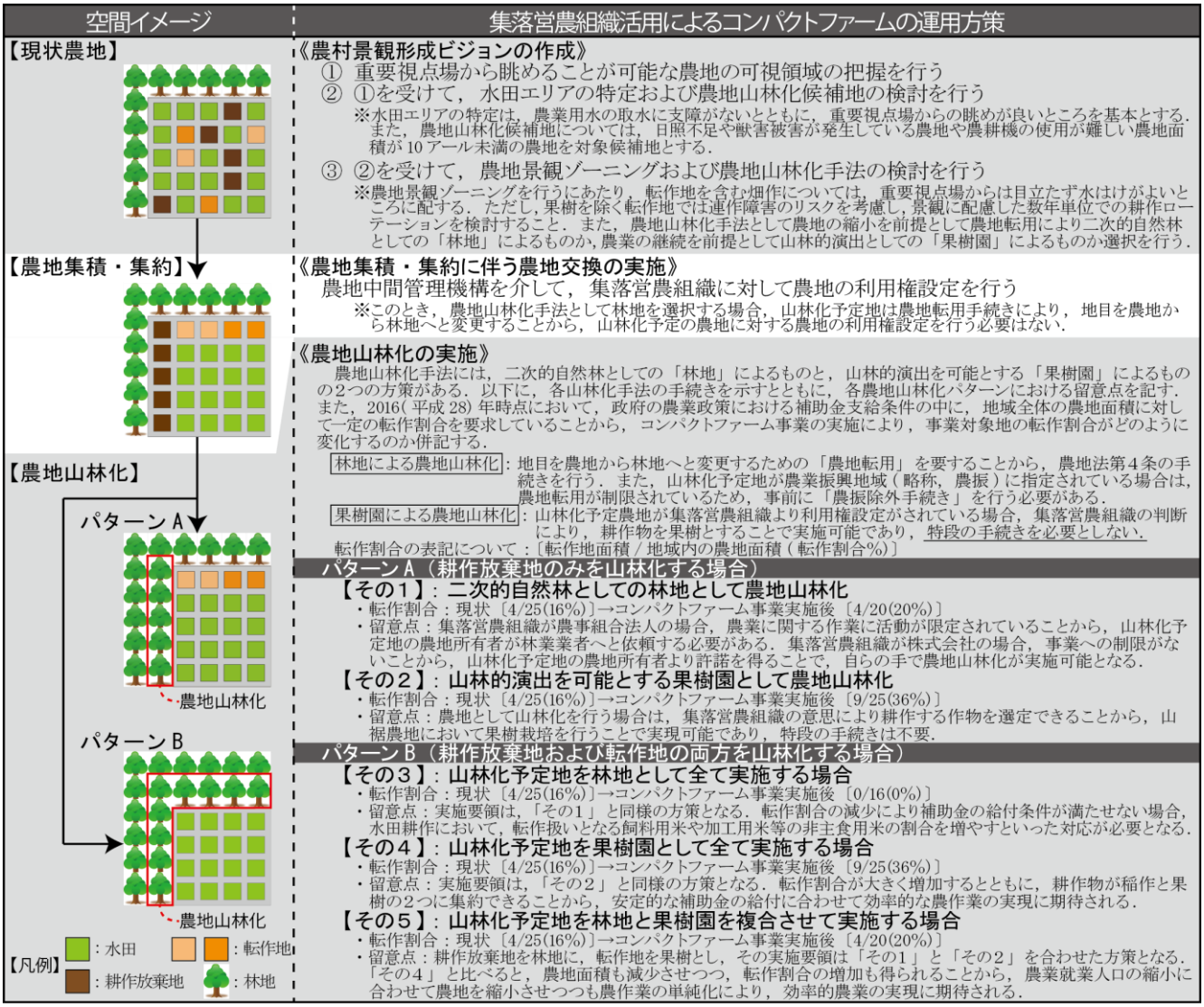

図２　集落営農組織の活用によるコンパクトファームの運用方策の検討

相続と，②土地の登記の２点が求められ，以前と比べ手続きが厳格になったという．しかし，国の事業として進められていることから，集落営農組織への農地一元管理の実現性に大きく寄与するものと考える．

２）農地山林化について―当手続きには，大きく２種の農村景観パターンがあり，その現出にあたっては合わせて５つの方策がある．この点につきヒアリングによると，集落営農組織のあり方として，農事組合法人として運営している場合は，その活動は農業に限定されるため，林地による山林化は直接できないが，株式会社として運営している場合は，林業を含め，事業への制限がないとの見解を得た．このことから，農地山林化を林地として実施する場合，株式会社による集落営農組織が，自らの手で林業を営める点からも優れていることを捉えた．一方，農事組合法人として実施可能である果樹園等については，採算性が見込めれば実施することが考えられるとの見解を得た．この点については，「経営所得安定対策交付金」等の補助金を運用することにより，採算性の可能性が出てくるものと考える．

また，農地山林化の実施に伴い，当該地域の全農地面積および転作地面積の増減により転作割合の変化が生じる．そのなかでも，図２の「その３」による農地山林化の実施については，転作割合が０％となってしまうことから，現在の農業政策における転作補助金の給付条件を満たせなくなる恐れが生じる．これは，水田の中でも転作扱いとなる加工用米や飼料用米といった非主食用米の栽培を行うことにより，地域での転作割合を維持することが可能であろう．

謝辞

本研究を進めるにあたり，農事組合法人富田営農の安藤敏郎氏，恵那市役所経済部農林課および農業委員会の職員の皆様に対し，ここに記して厚く御礼申し上げます．なお，本研究成果の一部は「平成 28 年度科研費(代表：早稲田大学教授・佐々木葉，15H04062)」によるものである．

参考文献

1) 柴田響：農村景観保全のための「コンパクトファーム」の提案と実現化方策に関する研究 ―(その 1)現行法制度分析および行政ヒアリングを通じて―，平成 26 年度日本大学理工学部社会交通工学科卒業論文概要集，pp.191-192，日本大学理工学部交通システム工学科，2015.2/2) 小泉雄大：農村景観保全のための「コンパクトファーム」の提案と実現化方策に関する研究 ―(その 2)農業従事者の見解を通じて―，平成 26 年度日本大学理工学部社会交通工学科卒業論文概要集，pp.193-194，日本大学理工学部交通システム工学科，2015.2/3) 小泉雄大，横内憲久，岡田智秀：農村景観保全のための「コンパクトファーム」構築に関する研究，土木学会土木計画学研究・講演集 CD-ROM，Vol.51，土木学会，2015.6/4) 小泉雄大，横内憲久，岡田智秀：農村景観保全に向けた「コンパクトファーム」の提案と実現化方策に関する研究―(その 2)実施主体別に見た事業プロセスの検討―，第 71 回土木学会年次学術講演会講演概要集 Vol.71CD-ROM，土木学会，2016.9